

規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二―一二八

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一二）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。